

# 令和元年 第1回教育委員会定例会議 会議録

1 日 時 令和元年5月29日(水)  
開会 13時30分  
閉会 14時07分

2 会 場 金沢市庁舎 2階 201会議室

3 出席委員(6名)

|         |         |
|---------|---------|
| 教 育 長   | 野 口 弘   |
| 教 育 委 員 | 田 邊 俊 治 |
| 〃       | 早 川 芳 子 |
| 〃       | 岡 能 久   |
| 〃       | 大 島 淳 光 |
| 〃       | 木 村 陽 子 |

4 欠席委員(1名)

|         |         |
|---------|---------|
| 教 育 委 員 | 丸 山 章 子 |
|---------|---------|

|     |                       |         |
|-----|-----------------------|---------|
| 事務局 | 教育次長(兼)学校教育部長         | 高 村 政 博 |
|     | 担当部長(兼)教育総務課長         | 加 藤 弘 行 |
|     | 教育総務課課長補佐             | 松 田 潤一郎 |
|     | 担当部長(兼)学校職員課長         | 羽 場 政 彦 |
|     | 学校職員課担当課長・管理主事(兼)課長補佐 | 田 村 創   |
|     | 担当部長(兼)学校指導課長         | 寺 井 義 春 |
|     | 学校指導課担当課長(兼)課長補佐      | 青 山 雅 幸 |
|     | 学校指導課主席指導主事           | 貞 廣 賢 了 |
|     | 市立工業高校事務局長            | 新 出 光 昭 |
|     | 生涯学習部長                | 中 坂 暢 江 |
|     | 生涯学習課長                | 村 田 英 彦 |
|     | 図書館総務課長               | 池 田 光 穂 |
|     | (兼)玉川図書館長             |         |
|     | (兼)近世史料館長、城北分館長       |         |
|     | 教育プラザ総括施設長            | 松 本 季 之 |
|     | (兼)地域教育センター所長         |         |
|     | 学校指導課指導主事             | 角 重 人   |

5 案 件

- 議案第1号 金沢市長土堀青少年交流センター条例施行規則の制定について  
(生涯学習課)
- 議案第2号 令和2年度使用教科書(小学校用教科書)採択方針について  
(学校指導課)
- 議案第3号 令和2年度使用教科書(小学校「特別の教科 道徳」)採択方針について  
(学校指導課)
- 議案第4号 金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問(令和2年度使用

|       |  |         |
|-------|--|---------|
|       | 教科書(小学校用教科書))について  | (学校指導課) |
| 議案第5号 | 金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問(令和2年度使用教科書(小学校「特別の教科 道徳」))について | (学校指導課) |
| 議案第6号 | 令和2年度使用教科書(中学校(「特別の教科 道徳」を除く))の採択事務について                  | (学校指導課) |
| 非     | 議案第7号 金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員の委嘱及び任命について                    | (学校指導課) |
| 非     | 議案第8号 金沢市社会教育委員の委嘱等について                                  | (生涯学習課) |
|       | その他  |         |
|       | (1) 令和元年度「全市一斉学校公開週間」の実施について                             |         |
|       | (2) 次回の定例会議の日程について                                       |         |

## 6 議事の経過等 以下のとおり

野口教育長の開議あいさつに続いて、傍聴希望者4名について協議し、傍聴を許可した。次に、議事録署名委員に木村委員を指名した。本日の議題について野口教育長が議案第7号、議案第8号を非公開とするよう発議し、全会一致で非公開とすることを決定した。

審議に入り、議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、その他(1)について説明・質疑応答が行われ、原案どおり承認した。また、6月の定例会議の開催日を次のとおり決定した。最後に議案第7号、議案第8号について非公開で審議に入り、原案どおり承認し、閉会した。

\* 6月の定例会議の日程：令和元年6月12日(水) 13:30～

[案件の説明及び諸報告について]

案件について、別添資料等に基づき事務局より説明・報告し、原案どおり承認された。

[主な質疑・応答の内容について]

○ 議案第1号 金沢市長土堀青少年交流センター条例施行規則の制定について(生涯学習課)  
(説明の概要) 議案書2ページ。平成31年3月25日に公布された金沢市長土堀青少年交流センター条例の制定に伴い、交流センターの運用のために必要な事項を定める規則である。規則の概要としては、使用申請などの手続きの方法や使用者の遵守事項、入館の制限、使用申請書等の様式などを規定している。

第2条は、使用の申請である。交流センターの交流活動室等の使用を希望する方は、様式第1号の使用申請書により申請しなければならないとしている。

第3条は、申請書の受付期間である。施設の設置目的に適合する活動を行う活動団体は、使用日の3か月前の月の初日から、その他の団体は1か月前の月の初日からとしている。これは条例の中で、「活動団体の利用に支障がない限りにおいて、それ以外の者に使用させることができる」と規定していることから、受付期間に差を設けたものである。

第5条は、インターネットを利用したシステムによる使用の申請についてであり、利用者の登録や受付期間などを規定しているものである。

第6条は使用料の減免についてで、減免を受けようとする方は、様式第3号の減免申請書により申請することとしている。

第7条から第9条は使用者の遵守事項や入館の制限など、貸館を行う施設として必要な事項を規定しているものである。

本規則の施行日は条例の施行日である7月7日としている。なお、使用申請書、承認書、減免申請書の様式は5ページ以下のとおりとなっている。

|          |   |
|----------|---|
| 早川委員     | 4 ページの第 9 条に「動物（盲導犬、聴導犬、介護犬を除く。）」とありますが、犬を連れて入ってきた方に関して、これまでにトラブルがありましたか。   |
| 村田生涯学習課長 | 既存の施設でということですか。   |
| 早川委員     | はい。何度か盲導犬の方とご一緒して、「入らないでほしい」と言われたことがあり、このことがきちんと書いてあっていいなと思ったので、それ以前はどうだったのかなと思いました。  |
| 村田生涯学習課長 | 新しい施設については 7 月 7 日に開館しますので、これからの運用になると思いますが、建て替え前の長土堀交流館でも、そのような利用者の方がいらっしまったかというデータはありませんが、動物を連れての方の利用を特別に制限はしておりませんでしたので、そういったトラブルはなかったと思っています。 |
| 早川委員     | 随分しっかりと書いてあっていいなと思います。  |
| 田邊委員     | 利用申請者は何か条件があるのですか。幅広く市民の方、あるいは周辺の方が利用できるような施設という扱いでしょうか。  |
| 村田生涯学習課長 | この交流センターは、まずは青少年の健全育成のための施設ですので、青少年の活動団体が優先になります。ただ、その活動団体の利用に支障がない範囲内で、空いている日や時間帯については、一般の方も最初に団体登録をした上で、予約等は可能となっています。                          |
| 田邊委員     | では、団体での使用が大原則なのですか。   |
| 村田生涯学習課長 | 貸室等の利用については、まず団体登録をお願いすることになります。施設内の共有スペース、例えば学習スペースなどは特に申込みは必要ないので、そういう場所は一般の方でもご自由に利用できます。  |

- 議案第 2 号 令和 2 年度使用教科書（小学校用教科書）採択方針について（学校指導課）
- 議案第 3 号 令和 2 年度使用教科書（小学校「特別の教科 道徳」）採択方針について（学校指導課）

（説明の概要）令和 2 年度使用教科書（小学校用教科書）採択方針について諮りたい。議案書 8 ページ。今年度は令和 2 年度から令和 5 年度までの 4 年間使用する小学校の教科書の採択を行う年である。まず議案の説明に先立ち、金沢市教育委員会における教科用図書の採択の仕組みについて説明する。

16 ページに金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要綱をお示ししている。本市においては、本要綱に基づき採択事務を行っている。第 3 条で、教育委員会は教科用図書の採択について、金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会を置くことになっており、第 4 条第 1 項により選定委員会の意見を聴くこととなっている。また、第 5 条により、選定委員会は専門的事項を調査研究させるため、調査委員会及び各学校に研究委員会を置くこととなっている。

これらの関係を金沢市教育委員会の採択の仕組みとして 18 ページに示した。教科書採択においては、石川県教育委員会の指導・助言・援助の下、採択事務を行うこととなっている。図の番号に合わせて順に仕組みを説明する。(1) 金沢市教育委員会は金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会を設置し、教科書採択に係る意見を答申するよう諮問する。(2) 諮問を受けた選定委員

会は、調査委員会及び各学校に設置された研究委員会の二つの委員会に教科書の専門的事項の調査研究を依頼する。(3) 調査委員会及び各学校の研究委員会は調査研究を行い、選定委員会に対し研究結果等を報告する。(4) 選定委員会は二つの委員会の意見を踏まえるとともに、教科書展示会での市民の意見を参考としながら審議し、金沢市教育委員会に対し答申を行う。(5) 金沢市教育委員会はこの答申を基に審議し、令和2年度から使用する教科書の採択を行う。以上のような流れとなる。また、図の右側に教科書展示会とあるが、これは教科書の発行に関する臨時措置法第5条等に基づき開催するものである。

議案書9ページ。議案第2号は、金沢市の令和2年度使用教科書(小学校用教科書)採択方針を諮るものである。石川県の採択方針を踏まえ、1~3の項目は県と同様になっている。4の項目は、前回の小学校用教科書採択となる平成26年度の採択方針と同様に、「金沢市や児童の実情に即し、問題解決的な学習を充実させるための構成や工夫がなされていること」とした。これは本市の施策や児童の実情に適した教科書であるとともに、新学習指導要領等においても重視されている問題解決的な学習が充実できるようにと、市が独自に設定した項目である。

議案書11ページ。議案第3号は、金沢市の令和2年度使用教科書(小学校「特別の教科 道徳」)採択方針を諮るものである。小学校用教科書と同様に、石川県の採択方針を踏まえている4と5以外の項目については県と同じとなっている。4の項目については、本市の児童の実情が反映されるよう、「金沢市の児童の実情に即し」という文言を加えた。これは昨年度の中学校「特別の教科 道徳」の教科書採択時と同様である。5の項目については、金沢市では外国語活動を英語活動としていることから、文言を「英語活動」と変えた。

| (特になし)

○ 議案第4号 金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問(令和2年度使用教科書(小学校用教科書))について(学校指導課)

○ 議案第5号 金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会への諮問(令和2年度使用教科書(小学校「特別の教科 道徳」))について(学校指導課)

(説明の概要) 議案書13ページ。議案第4号は、金沢市教育委員会が選定委員会に対し、金沢市教育委員会の採択方針に基づき、調査委員会及び各学校の研究委員会の報告ならびに教科書展示会を通しての一般市民の意見を踏まえ、金沢市教育委員会に教科用図書の採択に係る意見の答申の諮問(案)を諮るものである。13ページが諮問案である。本市では、石川県の採択における留意事項を踏まえ、1、2の項目と(1)~(7)を設定した。また、(8)と(9)は金沢市独自の項目であり、本市で推進している金沢ベーシックカリキュラムとの関連や、金沢型学習スタイルに基づく学習が展開できるような構成や工夫が図られていることも調査項目として設定した。なお、括弧の付いた項目は、調査研究を行う際の視点となる調査項目である。

議案書15ページ。議案第5号は、小学校「特別の教科 道徳」の採択に係る諮問(案)を諮るものである。先ほどの小学校用教科書と同様、1、2の項目と(1)~(7)の項目については、県の採択における留意事項を踏まえて設定した。(4)については道徳の採択方針と同様、文頭に「金沢市の児童の実情に即し」という言葉を追加した。(5)については、「外国語活動」の表現を「英語活動」と変えた。なお、括弧の付いた項目については、小学校用教科書と同様、調査項目としたいと考えている。

| (特になし)

○ 議案第6号 令和2年度使用教科書(中学校(「特別の教科 道徳」を除く))の採択事務について(学校指導課)

(説明の概要) 議案書20ページ。採択された教科書は4年間使用することとなっており、通常で

あれば本年度、中学校においては「特別の教科 道徳」以外の教科書について新たに採択を行う年となっているが、資料に示した理由により、採択事務の簡略化を図ることについて諮るものである。

採択事務の簡略化を図る理由は次の五つである。(1) 新たに文部科学大臣の検定を経た中学校用教科書がないこと。(2) 文部科学省より「4年間の使用実績を踏まえつつ、平成27年度採択における調査研究の内容等を活用することも考えられること」との通知があったこと。(3) 石川県教育委員会より「新たな文部科学大臣の検定を経たものがないので、『平成28年～31年度使用中学校用教科書石川県教科用図書選定資料』、文部科学省において集録作成した『教科書編修趣意書』等を活用すること」との通知があったこと。(4) 「金沢市立義務教育諸学校教科用図書採択取扱要綱」第4条2項に「前項に規定にかかわらず、新たに文部科学大臣の検定を経た教科用図書が無い場合は、教育委員会は、現行の教科用図書を採択した際の選定委員会の答申書をもとに、採択を行うことができるものとする」と示されていること。(5) 現在発行の教科用図書は平成27年度に十分に調査研究がなされたものであること。以上のことから、令和2年度に使用する中学校用教科書については、選定委員会、調査委員会及び各学校の研究委員会を設置しないで、採択事務の手続きを簡略化することと考えている。

なお、令和2年度使用教科書（中学校用教科書）の採択については、教科書展示会で頂いた市民の意見、現行教科用図書を採択した際の答申書などを参考に、小学校における教科用図書の採択と合わせて教育委員会に諮りたい。

|          |  |
|----------|--|
| 野口教育長    | これまで新しく発行されて、新たに審議したことはありますか。  |
| 寺井学校指導課長 | 平成21年度の中学校教科用図書の採択を行う年に、社会科の歴史的分野において、新たに1者が文部科学大臣の検定を経て教科書を発行したため、簡略化を図らず、選定委員会を設置して採択を行ったケースが一度だけあります。   |
| 野口教育長    | 社会科の歴史的分野の教科書において、新たに文部科学大臣の検定を経た教科書が発行された旨の通知を受け、簡略化を図らず採択を行ったということですね。それ以外にはこれまで1回もないということですか。   |
| 寺井学校指導課長 | ないです。  |
| 野口教育長    | 継続採択ということですね。  |
| 田邊委員     | 採択時の簡略化もさることながら、実際に学校で使われている先生のことを考えると、新たに審議し直して採択教科書を決めるのは、今回見合わせていいと思います。そういう前例がかなり行われています。<br>1点だけ伺いたいのですが、「特別の教科 道徳」を除くとなっていますが、これはどういう扱いでしたか。 |
| 寺井学校指導課長 | 中学校の「特別の教科 道徳」については、昨年度採択したので、そのまま来年度も使用することになっています。   |
| 田邊委員     | 何年続く予定なのでしょう。  |
| 寺井学校指導課長 | 来年度、他の中学校用教科書と合わせて採択します。新学習指導要領が本格実施されるのに合わせ、それに準じた教科書についての採択を来年度、今年度の小学校と同様に行います。   |

○ その他（1） 令和元年度「全市一斉学校公開週間」の実施について

（説明の概要）議案書 25 ページ。地域に開かれた学校づくりを推進するため、本年度も全市一斉学校公開週間を 6 月 3 日（月）～9 日（日）の間、金沢市立の小学校 53 校（1 分校）、中学校 24 校（1 分校）、金沢市立工業高等学校で実施する。保護者だけでなく、地域の皆さまにも児童生徒や学校の様子を見ていただければと考えている。

早川委員

「地域に開かれた」というのは本当にいいことだと思います。以前は学校の中で何が行われているか、あまり見る機会がありませんでした。いつでもどうぞという立場で公開してくださっている反面、最近のいろいろな事件などを鑑みると、セキュリティがとても大切です。そこに矛盾があり、開いてほしいと言いながらも、きちんと守ってほしいというときに、先生方の負担がどれだけあるのか、地域の方がどれぐらい協力してくれるのか分かりませんが、そのあたりのバランスはどのように進めているのでしょうか。

寺井学校指導課長

全市一斉学校公開週間においては、受付等についてはシルバー人材センターの人材を活用するなどして受付を限定し、訪問の方々については確実に確認して入っていただく工夫をしています。また、校長、教頭等も含めて校内巡視等についてもきめ細かく実施し、児童生徒の安全性の確保に努めていきます。

以 上

会 議 録 署 名

教 育 長 \_\_\_\_\_ 署 名

教 育 委 員 \_\_\_\_\_ 署 名

(木村委員)

[非公開議案の審議結果について]

○ 議案第7号 金沢市立義務教育諸学校教科用図書選定委員の委嘱及び任命について（学校指導課）

審議結果についても非公開

○ 議案第8号 金沢市社会教育委員の委嘱等について（生涯学習課）

社会教育法第15条第2項及び金沢市社会教育委員設置条例第2条の規定により金沢市社会教育委員を委嘱及び解嘱します。

委員の委嘱及び解嘱

| 区 分 |      | 所属機関・団体名   | 役職 | 氏 名  |
|-----|------|------------|----|------|
| 委嘱  | 社会教育 | 金沢市子ども会連合会 | 会長 | 縄 寛敏 |
| 解嘱  |      |            |    | 正木 明 |

任期：令和元年5月29日から令和元年11月30日まで（前任者の残任期間）

理由：所属団体の役員改選に伴う委員の交代

以 上